（ミャンマー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千十八年三月二十九日にネーピードーで

ミャンマー連邦共和国
計画・財務副大臣　マウン・マウン・ウィン

在ミャンマー連邦共和国
日本国臨時代理大使　吉廣朋子殿

○厚生労働省告示第二百十号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の十七第一項第二号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた講習について、時間を次のように変更する旨の届出があったので、公示する。

平成三十年四月十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

講習	実施機関の名称	変更前の時間（単位は時間とする。以下同じ。）	変更後の時間	変更年月日
【日精研】演習で学ぶキャリア・ストーリーインタビューの実践（技能講習）	株式会社日本・精神技術研究所	四	六	平成三十年四月一日

○農林水産省告示第八百九十六号

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項及び第百五十条の六第二項の規定に基づき、平成三十年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ及びホップ並びに平成三十一年産のさとうきびに係る同法第百二十条の十四第二項及び第百五十条の六第二項の農林水産大臣が定める地域及び単位当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成三十年四月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県北秋田市浦田字田ノ沢一から六まで、七の一、六七から六九まで、六七の一、六九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字田ノ沢六・六九・六九の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年四月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　秋田県仙北市西木町上桧木内字比内沢三九一の三、三九一の六、三九五の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字比内沢三九一の六・三九五の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年四月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県北安曇郡小谷村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小谷村（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年四月十九日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州縦貫自動車道鹿児島線	古賀市薦野字原一一一五番二から同市薦野字原一一一六番二まで	平成三十年四月二十日八時
宮崎線		